

笛吹市

市民活動補償制度のご案内

笛吹市市民活動補償制度とは

この制度は、市民が安心安全に市民活動やボランティア活動などの市民活動を行えるよう、市民活動中の傷害事故や他人に対する賠償責任事故を補償するものです。

1 補償対象となる市民活動

- 市民団体や市民活動を実践している個人等が行う、無報酬で参加する地域社会活動、社会教育活動、青少年育成活動及び国際交流活動等の社会活動であって、本来の職場を離れて自由意思で行う継続的、計画的又は臨時の公共性のある直接的な活動
- 笛吹市が行う市民活動に準ずる事業に市民等が無報酬で参加する活動

2 補償対象とならない活動

- 政治や宗教または営利を目的とする活動
- 有償で行われる活動
- 団体内の親睦を目的とする活動
- 職場や学校行事として行う活動
- 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- その他、契約保険会社約款等に抵触する場合

3 補償対象となる方

- 笛吹市に活動の本拠地を有する、構成員が5名以上の非営利活動団体
- 市民活動を計画・立案、実施、参加する個人

注 意

* イベント・行事等の単なる観覧者や応援者は対象となりません。

4 制度の加入手続き

- 特に申込をする必要はありません。
- 市民公益活動を行う者を補償対象者として市が保険会社と契約するため、保険料は全額市が負担します。

5 補償の種類・内容

【賠償責任補償】

区分	補償限度額
身体賠償	1名1億円 1事故3億円
財物補償	1事故3,000万円
保管物賠償	1事故300万円

【傷害補償】

区分	補償金額
死亡・後遺障害補償	最高300万円
入院補償（日額）	5,000円
手術補償	手術の種類に応じて入院補償の 10, 20, 40倍
通院補償（日額）	2,000円

免責金額は各区分ともに1事故5,000円となります。

制度の対象となる事故や怪我にあったら

笛吹市市民活動支援課へご連絡ください。市民活動中の事故となるかどうかは事故報告書にて判断いたします。その後保険会社とのやりとりになります。

笛吹市役所市民環境部 市民活動支援課

住所：笛吹市石和町市部 809-1

電話 055-262-4111(代表) FAX 055-262-4148